

助成金申請サポートサービス利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、西尾社会保険労務士事務所（以下「当事務所」といいます。）が提供する助成金申請サポートサービス（以下「本サービス」といいます。）を、第1条に規定する利用者（以下「利用者」といいます。）が利用する場合に、共通して適用されます。

第1条 利用者

利用者とは、本規約に同意し、次条の利用者登録の手続を完了した者をいいます。

第2条 利用者登録手続

- 1 利用者登録は、登録希望者が当事務所の定める方法によってその申し込みを行い、当事務所がこれを審査し承認することによって完了します。
- 2 当事務所は、前項の審査の過程において、登録希望者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 利用者登録に際して虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約に違反したことがある者からの利用者登録が行われた場合
 - (3) その他当事務所が利用者として不適当と判断した場合

第3条 期間

本サービス実施期間は、別段の定めがない限り、お申し込みの日から、当該助成金の支給決定までとします。

第4条 サービス内容

当事務所は、利用者に以下のサービスを提供します。

- (1) 助成金活用相談
- (2) 申請書の作成、提出代行、事務代理
- (3) 申請書作成のために必要な付帯業務

第5条 サービス利用にあたっての注意点

利用者は、当該助成金申請手続に関して、本サービス実施期間中は第三者に重ねて依頼することはもちろんのこと、利用者自ら手続を行なうこともできません。

第6条 利用料金

- 1 本サービスの利用料金は、利用者の従業員数（雇用形態にかかわらず、すべての労働者の人数）に応じて、次のとおりとします。ただし、最低金額を46,200円（消費税込み）とします。
 - (1) 従業員数50人未満：利用者が受けた当該助成金の支給決定額の22%（消費税込み）
 - (2) 従業員数50人以上：利用者が受けた当該助成金の支給決定額の33%（消費税込み）
- 2 申請手続に必要な各種証明書類の取得は、利用者の負担で利用者自らが行わなければなりません。

第7条 利用料金の支払時期

- 1 本サービスの利用料金は、利用者が支給決定を受けた日から4週間以内に支払うものとします。
- 2 利用料金の請求は、当事務所が利用者に対して請求書を発行する方法で行います。

第8条 提出義務

- 1 利用者は、当該助成金の申請手続に必要な証明書類、その他当事務所が必要と認めた証明書類等を当事務所に提出する義務を負います。
- 2 業務処理等に当たって、利用者より提出された情報、帳票類を真正なものとして当事務所は処理を行います。提出された書類が虚偽であった場合の責任を当事務所は負いません。

第9条 報告義務と協力義務

当事務所は、当該助成金の申請に付随して臨時の手続が発生した場合に関して、利用者に対して報告をする義務を有し、利用者はこれに協力する義務を有します。

第10条 守秘義務

当事務所は、本規約に基づく申請手続の過程で知り得た利用者の秘密を手続期間中はもちろんのこと手続期間終了後も一切漏らしません。

第11条 免責

以下の理由により当該助成金の申請ができなくなった場合、当事務所は責任を負わないものとします。

- (1) 利用者提出の証拠書類が虚偽であった場合
- (2) 法律の改正や行政事務に変更があった場合
- (3) 第5条に違反した場合
- (4) 第8条の提出義務に違反した場合

第12条 損害賠償

- 1 利用者が第5条に違反した場合、当事務所は得られるべき利用料金を利用者に対して請求することができます。
- 2 当事務所の責任で、損害が発生した場合には第6条第1項の利用料金の限度で損害賠償を負います。

第13条 反社会的勢力の排除

- 1 利用者は、当事務所に対し、本サービス申し込み時において、利用者（利用者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- 2 利用者は、当事務所が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力しこれに必要と判断する資料を提出しなければなりません。
- 3 当事務所は、利用者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、サービス提供を解除することができます。
- 4 当事務所が、前項の規定により、サービス提供を解除した場合には、当事務所はこれによる利用者の損害を賠償する責を負いません。
- 5 第1項の規定により当事務所が、サービス提供を解除した場合には、利用者は当事務所に対し違約金として第6条第1項の利用料金の20%相当額を即時に支払います。

第14条 準拠法、管轄裁判所

本規約は、日本法によって解釈され、日本法を準拠法とします。また、本規約に関して利用者と当事務所の間に紛争が生じた場合には、青森地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。